

第13回 釧路市農業委員会総会議事録

- | | |
|----------|---|
| 1. 日 時 | 令和7年5月30日 13:30～14:30 |
| 2. 場 所 | 釧路市役所本庁舎 議会議場 |
| 3. 出席委員 | 2番 清水 幸治 委員 4番 熊坂 隆雄 委員 5番 志賀 忠浩 委員
6番 大畑 礼子 委員 7番 樋口 英樹 委員 8番 中川 浩幸 委員
9番 佐藤 泰正 委員 10番 稲場 洋二 委員 11番 金子 靖 委員
14番 二谷 幸裕 委員 15番 浅野 徳昭 委員 16番 伊藤 まり 委員
18番 福西 範 委員 20番 松下 裕幸 委員 21番 吉澤しのぶ 委員

(以上 15名) |
| 4. 欠 席 者 | 1番 廣瀬女公美 委員 3番 菅原 雄一 委員 12番 佐藤 裕司 委員
13番 瀬戸 賢成 委員 17番 野村 照明 委員 19番 成田 俊英 委員 |
| 5. 参 与 者 | 農業委員会事務局
事務局長 塩田 省吾 事務局長補佐 高山 直樹 次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6名) |
| | 会議録署名委員の指名 6番 大畑 礼子 委員
7番 樋口 英樹 委員 |
| 6. 議事日程 | 会期決定について 令和 7年 5月30日 (1日)

報告 第25号 現況証明願について (市街化区域)
議案 第59号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案 第60号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定と要請について |

議長
稲場職務代理

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第13回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は__15名です。
議事録署名人に6番、大畑礼子委員、7番、樋口英樹委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日5月30日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
稲場職務代理

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

報告第25号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第25号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、5月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告いたします。

議長
稲場職務代理

ただいま報告がありました、報告第25号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第59号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の8ページにございます、議案第59号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明いたします。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で6件、音別地区で2件の通知がございました。

議案書9ページの表の1番は、資料が11ページから12ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■との間で、5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の2番は、資料が13ページから14ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の3番は、資料が13ページと15ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の4番は、資料が13ページと16ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の5番は、資料が13ページと17ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の6番は、資料が13ページと18ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の7番は、資料が19ページから20ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の8番は、資料が21ページから22ページにございます。

議長
稲場職務代理

ただいま説明がありました、議案第５９号「農地法第１８条第６項の規定による
通知書の審査」について審議いたしますが、１番は清水委員が役員を務める法人の
案件、２番から６番は浅野委員に関する案件でありますので、議事参与の制限に当
たります。

それでは、7番、8番について質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決いたします。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第59号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の7番と8番については、原案のとおり決定いたしました。

(清水委員退室)

次に、1番を審議いたします。

委員
委員一同

なし

質問がないようですので、採決いたします。

(举手)

賛成多数で賛成と認め、議案第59号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定いたしました。

議長
稲場職務代理

退室されている清水委員は入室してください。

(清水委員入室)

次に、2番から6番を審議いたしますので、浅野委員は退室してください。

(浅野委員退室)

議長
稲場職務代理

それでは、2番から6番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第59号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番から6番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
稲場職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案第59号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番から6番については、原案のとおり決定いたしました。

退室されている浅野委員は入室してください。

(浅野委員入室)

議長
稲場職務代理

次に、議案第60号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の23ページにございます、議案第60号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」についてご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定により、農地中間管理機構は、農地中間管理権や賃借権等の設定もしくは移転を行うときには農用地利用集積等促進計画を定めること、農業委員会は農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため計画の案を示して、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することになっております。

今回は、釧路地区で10件、音別地区で4件の計画がございます。

お手元に配付しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項調査書も併せてご確認ください。

議案書24ページの表の1番と2番は、資料が30ページから31ページにございます。

農地中間管理機構である[]を介し、[]氏が所有する、[]の1筆、面積[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の3番と4番は、資料が30ページと32ページにあります。

農地中間管理機構である[]を介し、[]氏が所有する、[]の1筆、面積[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の5番と6番は、資料が30ページと33ページにあります。

農地中間管理機構である[]を介し、[]氏が所有する、[]の1筆、面積[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の7番と8番は、資料が30ページと34ページにあります。

農地中間管理機構である[]を介し、[]氏が所有する、[]、他4筆、面積合計[]㎡の農用地について、浅野達彦氏に年間[]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の9番と10番は、資料が30ページと35ページにあります。

農地中間管理機構である[]を介し、[]氏が所有する、[]、他3筆、面積合計[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の11番と12番は、資料が36ページから37ページにあります。

農地中間管理機構である[]を介し、[]氏が所有する、[]、他3筆、面積合計[]㎡の農用地について、[]氏に[]円で売買による所有権の移転を行うものです。

次に、表の13番と14番は、資料が38ページから39ページにあります。

農地中間管理機構である[]を介し、[]氏が所有する、[]、他2筆、面積合計[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

以上、14件の「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

稲場職務代理

ただいま「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について説明がありましたが、1番から10番の現地調査結果について、調査委員長の吉澤委員より報告をお願いします。

委員

吉澤委員

議案第60号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の1番から10番について、報告いたします。

1番と2番の申請内容は、農地中間管理機構である[]を介して、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

3番と4番の申請内容は、農地中間管理機構である[]を介して、[]氏が所有する[]の1筆[]㎡の農用地

について、[]氏に年間 []円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

5番と6番の申請内容は、農地中間管理機構である []を介して []氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

7番と8番の申請内容は、農地中間管理機構である []を介して、[]氏が所有する、[]、他4筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

9番と10番の申請内容は、農地中間管理機構である []を介して、[]氏が所有する、[]、他3筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

5月19日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしていることから、要請すべきものという結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

稲場職務代理

吉澤委員、ありがとうございました。

次に、11番から14番の現地調査結果について、調査委員長の志賀委員より報告をお願いします。

委員

志賀委員

議案第60号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の11番から14番について、報告いたします。

11番と12番の申請内容は、農地中間管理機構である []を介して、[]氏が所有する、[]、他3筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に、[]円で売買による所有権の移転を行うものです。

13番と14番の申請内容は、農地中間管理機構である []を介して []氏が所有する、[]、他2筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に、年間 []円、期間は5年で賃貸借を行うものです。

5月15日、音別地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項の要件をすべて満たしていることから、要請すべきものという結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

稲場職務代理

志賀委員、ありがとうございました。

それでは、議案第60号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」につ

委員
委員一同

いて審議いたしますが、1番から10番は、浅野委員の親族に関する案件でありますので、議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに11番から14番を審議した後、1番から10番を審議いたします。

それでは、11番から14番について質問、意見を求めます。

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第60号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の11番から14番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第60号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の11番から14番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、1番から10番を審議いたしますので、浅野委員は退室してください。

（浅野委員退室）

議長
稲場職務代理

それでは、1番から10番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第60号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の1番から10番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手）

議長
稲場職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案第60号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の1番から10番については、原案のとおり決定いたしました。

退室されている浅野委員は入室してください。

（浅野委員入室）

議長
稲場職務代理

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顚末を記載し、申請であることを認めます。

令和 7年 5月30日

議 長

梅 端 洋 二

署名委員

大 畑 礼 子

署名委員

樋 口 英 樹